

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
建築基準法（昭和25年法律第201号）第87条の3第6項	既存建築物の用途を変更して仮設興行場等として使用する建築物の許可	建築指導課

- 1 審査基準は、既存建築物の用途を一年以内の期間で仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗その他これらに類する建築物の変更をするもので、次の要件を備えていることとする。
  - （1）災害時の避難が円滑に行えるように敷地に配置されていること。
  - （2）臨時的に建築されるものであること。
  - （3）その他安全上、防災上及び衛生上支障がないこと。
- 2 標準処理期間は、30日とする。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。